

議案第58号

火葬場移設請求事件に関する調停に代わる決定について

水戸地方裁判所平成25年（ノ）第8号火葬場移設請求調停事件（本案・平成21年（ワ）第923号火葬場移設請求事件）に関し、平成25年8月22日に言い渡された民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の規定による調停に代わる決定に対し、当該決定を受諾し、異議を申し立てないことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 当事者 原告 ○○ ○○ 外5人
被告 取手市外2市火葬場組合(代表者管理者 藤井信吾) 外3人

2 調停に代わる決定内容

- (1) 本案原告ら及び本案被告らは、本件誓約証の効力によって本件火葬場施設の移設請求権が発生するものではないこと、及び、本件誓約証は、市之代地区における本件火葬場施設の建設・操業にあたって、本案被告らが、同地区の住民全体の要望等を踏まえ、可能な範囲で同地区の環境整備等に努める旨を定めたものであることを相互に確認する。
- (2) 本案被告らは、本案原告らに対し、市之代地区住民との間で、同地区における環境整備その他の本件火葬場施設に関する諸問題について、誠実に協議するよう努めることを約束する。
- (3) 本案原告らは本案請求をいずれも放棄する。
- (4) 本案原告ら及び本案被告らは、本案原告らと本案被告らとの間には、本件に関し、主文掲記の条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。

平成25年 9月 4日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 58号 | 1 |

提案理由（議案第58号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、水戸地方法裁判所平成25年（ノ）第8号火葬場移設請求調停事件（本案・平成21年（ワ）第923号火葬場移設請求事件）に係る調停に代わる裁判所の決定を受諾し、当該決定に対して民事調停法第18条第1項に規定する異議の申立てをしないこととするため、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。